千代田区社会福祉協議会

ふれあいサロン活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区社会福祉協議会(以下、社協という。)が別に定めるふれあいサロン登録要綱(以下、登録要綱という。)に基づいて登録を行った団体(以下、登録団体という。)がふれあいサロン活動を実施するにあたり、その活動や立ち上げ経費の一部を助成することにより、千代田区内におけるふれあいサロン活動を拡充し地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

- 第2条 本要綱に基づく助成は、次の2種類のふれあいサロン活動に対し、年度を単位として 行う。
 - (1)介護予防型ふれあいサロン活動 体操などの介護予防に取組みながら、住民同士の助け合い、支え合いの活動を行うふれあいサロン活動。原則月3回以上で、参加者が10名以上の定期的な活動とする。
 - (2) 居場所型ふれあいサロン活動

身近な場所において高齢者や障がい者、子育て中の親などの居場所をつくり、交流や仲間づくり等を行うふれあいサロン活動。原則月1回以上の定期的な活動とする。

(助成金)

第3条 前条に規定する活動の助成金額は別表1のとおりとする。

(助成対象内容)

- 第4条 第2条に規定する対象団体への助成対象内容は、次に掲げる内容とする。
 - (1)活動助成金

ふれあいサロン活動に直接必要となる次の経費。

- ①諸謝金:講師謝礼、出演謝礼(団体構成員やボランティアへの謝礼は除く)
- ②賃借料:会場使用料、資機材レンタル料
- ③通信運搬費:郵券、荷物や資料を運ぶ際の運搬費(連絡費及び移動費は上限あり)
- ④消耗品費:用紙や文具等の購入費
- ⑤印刷製本費:チラシ、ポスター、資料等の作成費
- ⑥損害保険料:行事保険料(ボランティア保険は除く)
- (2) 立ち上げ助成金

介護予防型ふれあいサロン活動を開始するうえで必要となる経費総額の半額。

- ①テーブル・椅子等、参加者が利用するための家具類
- ②サロン実施において環境整備する上での工事費等
- ③各年度の募集要項に基づく活動に必要な器具備品類等

(助成対象外事項)

- 第5条 前条に規定する諸経費のうち、次の各号に該当する経費は助成の対象としない。
 - (1) 団体運営のための人件費
 - (2) 団体運営のための事務所費
 - (3) 団体運営のための光熱水費
 - (4) 団体運営のための定例活動費
 - (5) 団体構成員のみを対象とする活動費並びに打合せ経費
 - (6) 団体構成員の自己研さんのための研修費
 - (7)接待、心づけ等の寸志、土産等の儀礼的・交際費的経費
 - (8) 区民を主な対象としていない活動費
 - (9) 区外で行う活動費
 - (10) すでに終了した活動費
 - 2 本要綱の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成の対象としない。
 - (1) 自助を主な目的とする活動
 - (2) 行政、社協、その他の機関等から、委託、補助またはそれに類する支援を受けている活動

(助成の申し込み)

- 第6条 本要綱に基づく助成を希望する登録団体は、別に定める募集要項に基づき、次の書類 を添えて申請を行うこととする。
 - (1) ふれあいサロン活動助成申込書
 - (2) 事業計画および収支予算書

(審查)

第7条 前条の申し込みがあったときは、当該申し込み内容について別に定める審査会を開催 し、助成金交付の可否および助成金の額を決定する。

(決定)

- 第8条 前条の規定により可否の決定がなされたときは、助成団体に対し、別に定める助成金 決定通知書により団体に通知する。
 - 2 助成団体は、別に定めるふれあいサロン助成金請求書により、指定の期日までに助成金の請求を行うこととする。
 - 3 前項の請求を受けたときは、所定の期日以内に助成金の給付を行うこととする。

(収支報告)

第9条 助成団体は、助成期間終了後すみやかに、当該期間中の全活動に係る収支内容を、別に定めるふれあいサロン収支報告書により、必要書類を添えて提出することとする。

2 必要があると認めるときは、助成団体に対して、助成期間の途中において、助成の対象である活動の状況報告を求めることができる。

(報告内容の審査)

- 第10条 前条により報告があったときは、当該報告書と当初の収支計画や実際の収支内容との整合性を審査する。なお、審査にあたって必要があるときは、審査会を開催することができる。
 - 2 前項の審査において報告内容が妥当性に欠けると認められた場合は、当該登録団体に、 助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(活動の変更・中止)

- 第11条 助成団体は、助成対象活動の内容を変更または中止をしたときは、活動の変更または中止により生じた助成金の残額を返還しなければならない。
 - 2 前項の変更について、助成金額の増額は認めないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 令和元年8月1日施行
- 2 令和元年度に、地域福祉活動提案事業助成金要綱に基づいて助成の申請をした団体等については、令和2年3月31日までは現規定を適用する。ただし、介護予防型ふれあいサロン活動に移行を希望する団体は、地域福祉活動提案事業助成金を精算し、新たな要綱による助成金を適用する。

【別表1】

助成対象活動	介護予防型ふれあいサロン活動	居場所型ふれあいサロン活動
助成額	(1)活動助成金 ・ふれあいサロン活動に直接必要となる経費	(<u>1</u>)活動助成金 ・ふれあいサロン活動に直接 必要となる経費
	・初年度上限は24万円	・上限は10万円
	・翌年度以降は、前年度のサロン活動参加者の平均人数の実績により上限を決定する。 ①20名以上・・・年間上限30万円 ②10名以上20名未満・・・年間上限24万円	・ただし、活動頻度が週1回 以上頻繁で審査において必要 と認められた場合は、特例と して5万円までを増額でき る。
	・通信運搬費のうち、安否確認に必要な電話代に対する助成分を年間定額で6,000円とし、サロン活動当日の構成員交通費に対する助成分は、1人1日あたり上限1,000円までの実費とする。	・通信運搬費のうち、安否確認に必要な電話代に対する助成分を年間定額2,000円とし、サロン活動当日の構成員交通費に対する助成分は、1人1日あたり上限1,000円までの実費とする。
	(2) 立ち上げ助成金 ・ふれあいサロン活動を開始する上で必ず必 要となる環境整備にかかる費用や器具・備品 等購入総額の半額とする。	
	・上限は10万円	
	・立ち上げ助成金対象期間は、原則助成金が振り込まれた日から活動開始3か月以内とする。	
	・年度途中の申請額は、活動の月割り額とする	5。(1,000 円未満切り上げ)